

平成31年度比治山公園におけるにぎわいづくり推進業務 基本仕様書

1 業務名

平成31年度比治山公園におけるにぎわいづくり推進業務

2 業務の概要

本業務は、比治山公園「平和の丘」基本計画に基づき、比治山公園の今後の集客や魅力向上のため実施するものである。

昨年度のにぎわいづくり業務において、現代美術館やまんが図書館、放射線影響研究所といった園内の施設や、地域住民及び市民活動団体、民間事業者など（以下、地域住民等とする。）、比治山公園に関心のある様々な団体との連携を進めながら、比治山公園の現状の理解及び活用の可能性に関するテーマのワークショップやイベント等（以下「イベント等」という。）を企画・開催し、比治山公園のファンを増加させる取組を進めた。

今年度は、本業務にて、下記①～③の取組を行うものである。

- ① 本市が主催するイベント等を行い、比治山公園に関心を持つ地域住民等を増加させる取組
- ② 地域住民等が主催するイベント等において、地域住民等間の連携を深めるための支援の取組
- ③ ①、②を通じて、地域住民等を中心とした将来のにぎわいづくりの担い手組織の構築※
を目指す取組 (※ 参考資料参照)

3 委託期間

契約締結の日から平成32年3月31日まで

4 業務内容

(1) 開催場所

比治山公園内とする（御便殿広場ほか）。

ただし、比治山公園の今後の集客や魅力向上に資することを目的に、受託者の企画等により、平和大通りを介し平和記念公園と比治山公園をつなぐ取組や水辺のにぎわいづくりとの連携の取組など、比治山公園を中心として都心を回遊するイベント等を開催する場合については、この限りでない（開催場所の各管理者の許可は必須とする。）。

(2) 基本事項

① 本市が主催するイベント等について

- ・テーマ、内容については、比治山公園の特性（都心に残る自然、アート、スポーツ、平和等）を活かし、受託者の自由な提案による。将来的に公園利用者（市民に限らず観光客などを含む。）が楽しめる継続的なイベント等に発展することを目指すものとする。
- ・開催回数は3回以上とし、実施に当たっては、地域住民等と共催、協力など連携を図ることを必須とする。
- ・イベント等への集客及び取組の周知を図るため、Web・SNS等を活用した戦略的かつ効果的な広報周知活動を行うものとする。

② 地域住民等が主催するイベント等について

- ・比治山公園のにぎわいづくりの取組が継続したものとなるよう、受託者は、地域住民等が主催するイベント等の活動を必要に応じて支援すること。（例えば、集客活動、イベント運営のサポート、活動団体の紹介等）
- ・更に地域住民等で構成される各種団体同士が連携してイベント等を実施するなど、新たな取組が広がるよう、支援すること。

③ 将来のにぎわいづくりの担い手組織の構築について

- ・地域住民等による将来のにぎわいづくりの担い手組織の構築を促進するため、例えば、将来のにぎわいづくりの担い手（プレーヤー、リーダー）を募集するワークショップや各種団体同士が連携した活動の契機となるようなイベント、にぎわいづくりに係るミーティングの開催などを提案し、実施するものとする。
- ・開催回数は1回以上とする。
- ・イベント等への集客及び取組の周知を図るため、Web・SNS等を活用した戦略的かつ効果的な広報周知活動を行うものとする。

(3) 特記事項

ア 本業務に係る発注者との打ち合わせは、業務着手時やイベント等の実施前ほか、適宜かつ十分に行い、円滑な業務実施に努めること。（チェックリストを作成し、計画段階から随時、確認・管理すること。）

イ イベント等の実施後は、開催場所の現状復旧を行うこと。

ウ イベント等の実施に伴う開催場所の使用許可等の手続きは以下のとおりとする。開催場所の各管理者に対し適切に、受託者自ら使用許可申請を行い、その許可を得たうえで、必要な料金等を納入することを原則とする。また、飲食販売等の実施を希望する場合は、事前に実施の可否を各管理者に相談すること。

エ 本業務を実施するに当たり必要な経費は受託者の負担とし、事業収益については、比治山公園のにぎわいづくりのために利用するよう努めるものとする。

オ イベント等で使用する水道は、原則として受託者が自ら確保することとする。受託者が自ら確保することができない場合にのみ公園内の既存の施設の使用を認めるが、実費相当額（水道料及び下水道使用料）を公園管理者に支払うこと。

また、イベント等で使用する電気は、原則として受託者が自ら確保すること。

カ 各種団体等と積極的に連携し（協賛を得ることは可能とする。なお、特定の企業による自社の宣伝や商品の広告だけを目的としないこと。）、地域の活性化に資するよう努力すること。

キ 現在、比治山公園で活動している市民活動団体等が実施するイベント等と開催時期等の調整を行うこと。

【参考】平成30年度に実施されたイベント等

イベント名	開催期間	主催者
クリエイティブマーケット	平成30年4月8日、11月3日	モブプロ・ポーターズ
ひじやまどろんこ大会	平成30年6月3日	さくらっ子共同保育園
河童財宝伝説（比治山祭）	平成30年10月6日～8日	イオンモール(株)
ぶらり比治山	平成30年9月17日	広島市・(株)和大地 (平成30年度 発注業務)
あえる比治山	平成30年10月10日、平成30年11月28日、平成30年12月7日	

あっ“たまる”比治山	平成30年12月8日	
ととのえる比治山	平成31年2月16日、平成31年3月2日	
比治山Peace Clean	平成31年3月3日	段原おやじの会

◆イベント開催状況は本市ホームページの以下のアドレスで掲載

<http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/70th/genre/1547093312780/index.html>

ク 比治山公園のにぎわいづくりに役立つ内容のアンケート等を行うこと。また、アンケートの対象、回数、項目などは発注者と協議して決定すること。

ケ イベント等の実施に際し、参加者の安全確保等に配慮し、適宜、巡回・清掃等を行うこと。また、緊急時には関係行政機関へ連絡を行うこと。

コ 関係者との調整、苦情対応等については、自らの責任において行うこと。

サ 参加者の補償及び第三者等に損害を与えた場合の損害賠償の履行に備え、傷害保険及び賠償責任保険等の保険に加入する。また、保険加入後は保険証書の写しを提出する。

シ 本業務において、宗教・政治を目的とする活動は行わないこと。

5 実施報告等

(1) 実施計画書

契約締結後、速やかに実施計画書を作成し、発注者の承認を得ること。（チェックリストを作成し、計画段階から随時、確認・管理すること。）

(2) 実施報告書

業務の実施状況（イベント等実施実績、広報周知活動実績、アンケート結果など）

(3) 今後の取組の継続に係る提案書

行政主体でなく、比治山公園に関心のある各種団体等が主体のイベント等の開催等、にぎわいづくりの取組を、今後継続させていくための提案。

※ 次年度の取組の方向性を検討するため、業務実施中に発注者の依頼に基づき、受注者が可能な範囲で適宜作成し提案する。（概ね9月、1月、業務終了時の計3回程度を想定）

6 留意事項

(1) 関係法令・条例等を遵守すること。

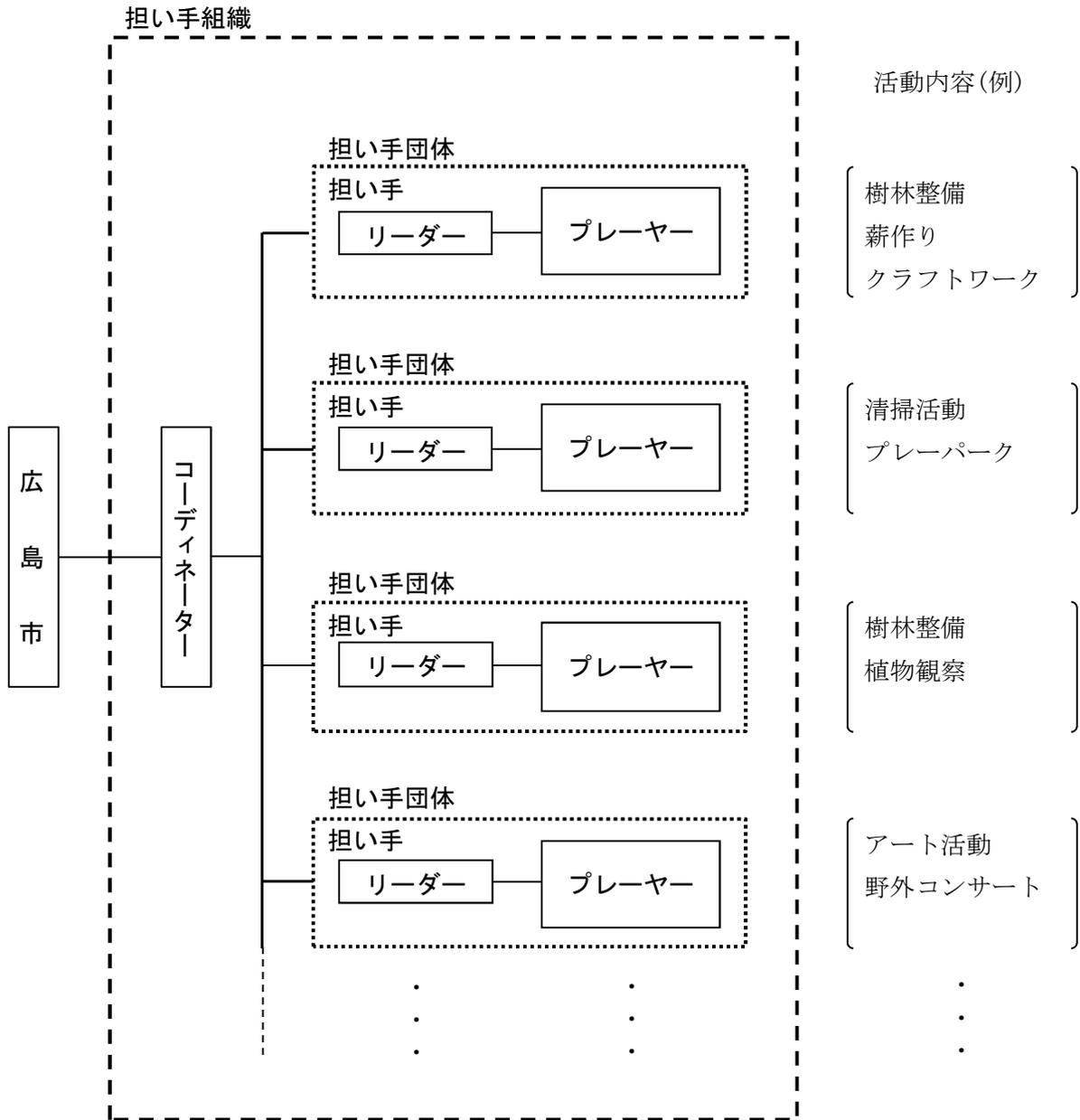
(2) 広島市個人情報保護条例を遵守の上、個人情報の取扱いについては細心の注意を払うこと。また、本業務に従事する者については、事前に守秘義務の遵守を徹底すること。本業務終了後も同様とする。

(3) 本業務の実施に際し、発注者に提出された実施報告等の権利は、全て発注者に帰属するものとし、発注者の承認を得ずして公表、貸与、使用等をしてはならない。

(4) 本業務の実施に際し、第三者に与えた損害は受託者の責任において処理すること。

(5) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、発注者及び受託者が協議の上、定めるものとし、協議後は受託者が協議録を作成し、発注者に提出すること。

にぎわいづくりの担い手組織のイメージ



- 担い手とは、様々な活動を行う個人（プレーヤー・リーダー）のこと。
- 担い手団体とは、活動の最小组織で、複数の個人から構成される一群のこと。
- 担い手組織とは、複数の担い手団体間の相互調整を図るとともに、広島市（行政）との橋渡しを行うコーディネーター（個人、組織を問わない。事務局機能。）及び担い手団体で構成される一群のこと。